

令和6年度 津別町簡易水道水質検査頻度及び設定理由(上里水系)

項目	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	検査回数		原則検査頻度	1/5超過	1/10超過 1/5以下	1/10以下	検査頻度 採水場所	年間検査回数 津別町役場 給水栓	設定理由	原則検査頻度を減した場合 次回の検査年度
					1年1回頻度可	3年1回頻度可								
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	検査回数減不可		月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可		月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(基準値変更)	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.008	0.004				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.15	0.14	0.17	2	1				○	月1回	12	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため今まで通り毎月検査	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	0.16	0.08				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.1				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	<0.001	<0.001	0.01	0.005				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれはないが1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度
21 塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06	<0.06	<0.06	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)	
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査	
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.004	0.003	0.004	0.2	0.1				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.02				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01	<0.01	0.02	0.06	0.03				○	月1回	12	性状確認のため今まで通り毎月検査	
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	0.009	0.008	0.012	0.2	0.1				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	4.00	4.00	3.90	40	20				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.005				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度
38 塩化物イオン	200mg/l以下	2.2	2.2	2.1	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	17.1	16.7	17.6	60	30				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度
40 蒸発残留物	500mg/l以下	74	69	72	100	50				○	年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06				○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和7年度
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06				○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和7年度
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002				○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和7年度
45 フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005			1/2以下	○	年1回	1	今まで検出されることがなく、1/2以下で水源に汚染のおそれがないので年1回	令和7年度
46 有機物(TOC)	3mg/l以下	<0.3	<0.3	0.3	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
47 pH値	5.8~8.6	7.4~7.6	7.4~7.5	7.3~7.5	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
50 色度	5度以下	<1	<1	<1	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	

注1 過去の成績については、令和6年3月現在までの成績です。
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。
 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和6年度 津別町簡易水道水質検査頻度及び設定理由(相生水系)

項目	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	検査回数		原則検査頻度	1/5超過	1/10超過 1/5以下	1/10以下	検査頻度 採水場所	年間検査回数 相生消防 給水栓	設定理由	原則検査頻度を減した場合 次回の検査年度	
					1年1回頻度可	3年1回頻度可									
1 一般細菌	100個/ml以下	1	0	14	検査回数減不可		月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可		月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(基準値変更)		
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.008	0.004				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.27	0.25	0.29	2	1				○	月1回	12	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため今まで通り毎月検査		
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	0.16	0.08				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.1				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	<0.001	<0.001	0.01	0.005				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
21 塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06	<0.06	<0.06	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)		
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査		
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.015	0.009	0.021	0.2	0.1				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.02				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	0.03				○	月1回	12	性状確認のため今まで通り毎月検査		
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	0.002	0.001	0.003	0.2	0.1				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	5.30	5.10	4.90	40	20				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.005				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
38 塩化物イオン	200mg/l以下	3.3	3.4	3.3	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	23.9	22.7	23.6	60	30				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
40 蒸発残留物	500mg/l以下	101	100	103	100	50				○	3ヶ月1回	4	1/5超過のため年4回検査		
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06	藻の発生する時期			○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和7年度	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06	藻の発生する時期			○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和7年度	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002				○	年1回	1	1/2以下	今まで検出されることがなく、1/2以下で水源に汚染のおそれがないので年1回	令和7年度
45 フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005				○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
46 有機物(TOC)	3mg/l以下	0.5	0.5	0.6	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
47 pH値	5.8~8.6	7.3~7.5	7.3~7.5	7.3~7.5	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
50 色度	5度以下	<1	<1	<1	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可		概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		

注1 過去の成績については、令和6年3月現在までの成績です。
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。
 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

項目	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	濁り	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365